

特定個人情報保護委員会（第58回）議事概要

- 1 日時：平成27年9月17日（木）15：00～16：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

（1）議題1：特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、特別給付金・特別弔慰金に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

加藤委員から、「援護システムにおけるユーザ管理について、詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「援護システムの利用に当たっては、個人ごとに交付されたユーザIDとパスワードにより認証を行う。またユーザIDは都道府県からの申請に基づき厚生労働省においてシステムの利用者全員のユーザID及びアクセス権限を管理しており、毎年削除して1年ごとに新たなユーザID及びアクセス権限を交付する」という旨の発言があった。

手塚委員から、「データの保管及びダウンロードの際のリスク管理について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「サーバには専用端末からのみアクセス可能である。情報は基本的に端末には残らず、印刷時に一時的に端末に保管される情報も、自動削除される仕組みとなっている。データ削除については、都道府県は行えず厚生労働省のみが可能であり、保存期間の満了時に削除する仕組みとしている」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「援護システムの通信経路におけるリスク対策について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「国又は自治体においては、専用端末により、専用ネットワークを通じてシステムにアクセスするもので、ネットワーク上には個人番号は保存されない」という旨の発言があった。

さらに嶋田委員から、「本件業務は国・自治体と多岐にわたる職員が関わるが、教育について重点的な取組事項その他の工夫はあるか」という旨の発言があった。これに対して厚生労働省から、「留意点を通知することを予定しており、制度の施行準備段階から教育を行い、施行事務研修会の場で啓発を図りたい。自己点検チェックリストを用いて定期的な確認を求めるとともに、都道府県に対しては報告を求める予定である」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「市区町村、都道府県、国の各主体における特定個人情報

報の入手時期、入手方法、リスク対策について、整理して説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「特定個人情報は、請求者が市区町村に請求する際に取得される。援護システムは都道府県及び厚生労働省が利用し、都道府県及び厚生労働省においても自らの事務に必要な範囲しか閲覧できないように、システム上設計されている」という旨の発言があった。

(2) 議題2：農業者年金業務等に関する事務全項目評価書についての概要説明
について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）の職員が会議に出席した。

農業者年金基金から、農業者年金業務等に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から、「特定個人情報のインターネットへの流出のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「インターネット回線がつながっている記録管理システムと個人番号を格納する住基連携システムとは、セグメントが切り離されている」という旨の発言があった。

加藤委員から、「地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する際のデータの受渡し方法とそのリスク対策について、詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「電子媒体で受渡しを行う場合には、情報の暗号化を行い、鍵付きのケースに入れて受渡しを行う。また電子媒体への記録の際は、ID・パスワードで限定された担当者のみアクセス可能とし、かつアクセスログを保存して確認できるようにしている」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「データを不正に複製できない仕組みについて、システム上どのような設定がされているのか説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「職員の端末にはダウンロードできないようシステム設計しており、USB等への情報移管は不可能としている」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「規程類の整備及び職員教育について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し農業者年金基金から、「内部規程については、マイナンバー制度に対応した内容とする改正の作業中である。情報セキュリティに関する研修をこれまでも定期的に行ってきたが、規程改正と人事異動の時期を踏まえて実施したいと考えている」という旨の発言があった。これを受けて堀部委員長から、「できる限り速やかに対応されたい」という旨の発言があった。

(3) 議題3：出張の報告（フィリピン）について
事務局から、資料に基づき報告があった。

(4) 議題4：その他について

事務局から、苦情あっせん相談窓口の設置に関するお知らせについて、資料に基づき説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

手塚委員の海外渡航について承認された。

事務局から、第43回及び第44回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上